

# 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例について(上乘せ排水基準条例)

## 1. 改正の必要性

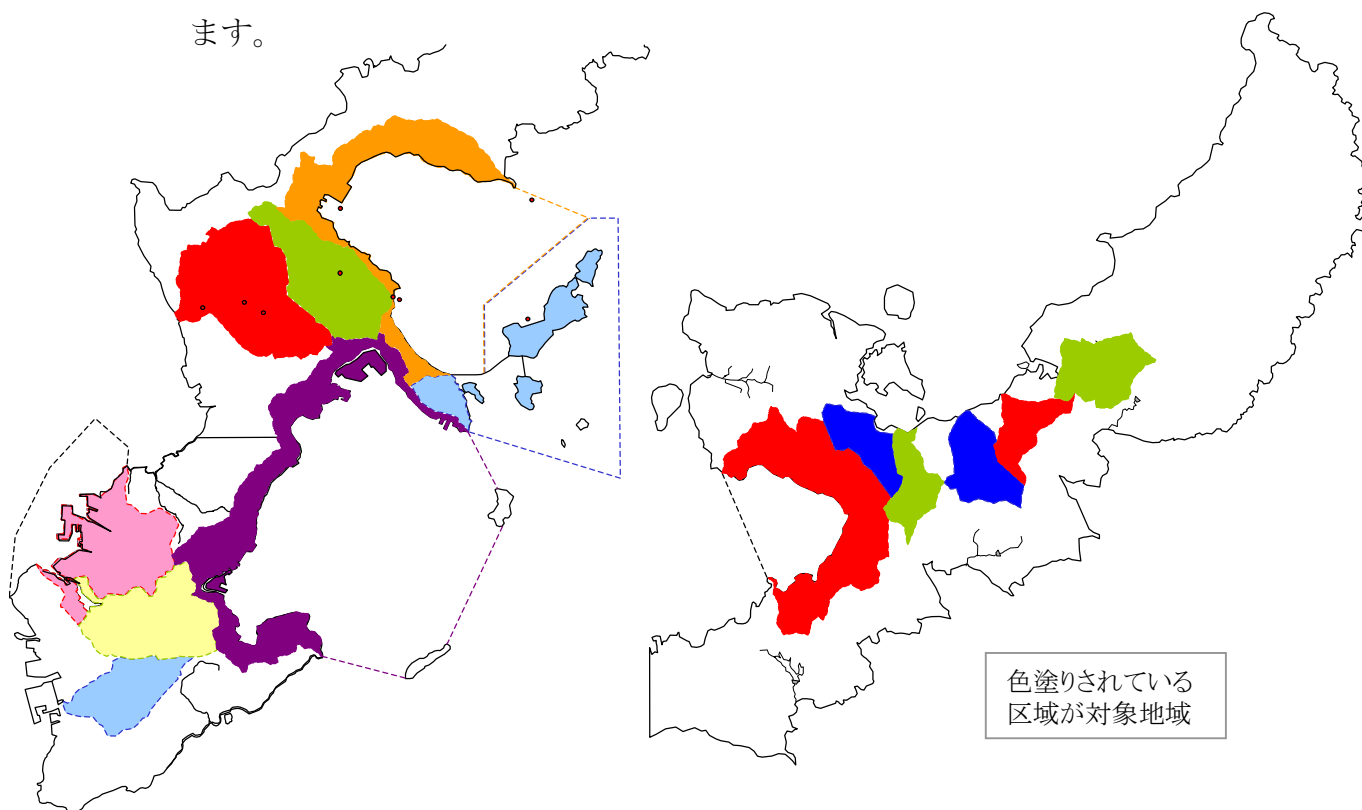
県は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき一律排水基準にかえて上乘せ排水基準を定め、特定事業場からの許容限度を超える排出水の排出を規制するほか、立入検査や指導等を実施することにより、水質汚濁の防止に努めてきたところであります。

近年における事業者及び県民の環境意識の高まりの中で、より良好で快適な水環境の保全が求められるなど、環境を取り巻く状況が変化してきており、下水道処理区域内の特定事業場の上乗せ排水基準については、下水道終末処理場と同等の基準とする必要が生じています。

また、養豚業の用に供する施設やし尿処理施設を設置している特定事業場等の施設整備が進み排出水の水質も改善するなど、事業場排水を取り巻く状況が変化してきており、上乘せ排水基準を見直す必要が生じています。

さらに、砂糖製造業等、その他の業種については、製糖工場の統廃合や果実缶詰工場の閉鎖、下水道の普及に伴う事業場排水の下水道への接続等が進むなど、県内における事業形態の変化や社会基盤の整備等、状況が大きく変わってきています。

こうした、事業場排水の現状、排出水に係る事業形態の変化、下水道の整備、関連法制度の整備等を踏まえ、総合的な観点から上乘せ排水基準の見直しを行います。



## 2. 改正の概要

### (1)排水基準の見直しについて(別表第1関係)

- 現在、9河川5海域の14水域において上乘せ排水基準を設けており、河川については、市街地区域や農地等の土地利用の状況と河川の水質状況、利水目的等を考慮して、同じ排水基準を適用する水域ごとに①国場川、比謝川、天願川、②羽地大川、我部祖河川、報得川、③源河川、平南川、大保川に区分し、排水基準を見直します。
- 現行条例では、基準適用前に特定施設を設置している既存の事業場と、基準適用後に新設した特定事業場に区分して排水基準を設定しており、基準適用前の特定事業場は、新規の特定事業場に比べ排水基準は緩やかなものとなっています。
- 今回の改正では、条例適用前に特定施設を設置した事業場が老朽化や移転等により減少し、事業所からの排水処理の状況も向上していることから、基準適用前に特定施設を設置した事業場に係る排水基準は廃止し、条例適用後に特定施設を設置した事業場に対する排水基準を基本として見直しを行います。
- 養豚業について、昭和50年代当時はふん尿を手作業で取り出す排水処理が多く見られた実態から、緩やかに設定されていた排水基準については、現在の排水処理の改善状況を踏まえ見直します。
- し尿処理施設(合併浄化槽)及び下水道終末処理場については、浄化槽法の改正等を踏まえ、基準を強化します。
- 下水道処理区域外に所在していた特定事業場が下水道の整備により下水道区域内となった場合は、3年後に下水道処理区域内の排水基準を適用します。
- 現在、適用区域内に存在しない特定事業場(パイン工場等)等については、特定事業場の区分を整理します。

### (2)適用区域について(別表第2関係)

- 中城湾海域については、適用区域範囲を明確化するため見直します。
- 那覇港海域については、港湾区域の変更がなされていることから、港湾区域に準じた区域に変更します。

### (3)経過措置等について(附則、附則別表第1及び附則別表第2関係)

(施行日)

- この条例は、周知期間として公布の日から起算して3年を経過した日から施行します。

(経過措置)

- 基準適用前に設置していた特定事業場のうち、現在の排水処理施設では改正条例の排水基準に適合する排水が困難と思われる一部の事業場については、当分の間、現行基準を適用することとしています。
- 基準適用前に設置していた養豚事業場については、施設規模に関わらず、当分の間、一律排水基準を適用することとしています。

## (排水基準について)

海や河川などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法では業種や施設の種類等で特定施設を定めており、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）からは、排水基準に適合した排水を排出しなければならないこととされています。

排水基準には、以下の一律排水基準と上乘せ排水基準があります。

### ○一律排水基準

排水基準を定める省令により、国が全国一律に定める排水基準です。

- ・健康項目：カドミウム等の有害物質に係る、人の健康の保護のための項目で、全ての特定事業場に適用されます。
- ・生活環境項目：生活環境の保全のため、水の汚れの指標となる項目で、1日の排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されます。

### ○上乘せ排水基準

「水質汚濁防止法」は、一律排水基準では生活環境等を保全することが十分でないと認められる区域において、水質汚濁防止法に基づいて、県が、項目ごとに一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準を条例で定めることができます。

本県では、9河川、5海域の区域に、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)について上乘せ排水基準を設定しています。